



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

神奈川県手話言語推進計画(改定素案)

[第3期]

(2027(令和9)年度～2031(令和13)年度)

ろう者とろう者以外の者が相互に
その人格と個性を尊重し合いながら
共生することのできる地域社会の実現



2027(令和9)年3月

計画の改定に当たって

目 次

第1章 計画の概要	1
I 計画の趣旨と基本方針	
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画が目指すもの	2
4 計画の期間	4
II 手話を取り巻く状況	
1 県における手話を取り巻く現状	5
2 手話施策推進法の制定	10
第2章 施策の展開	12
I 手話の普及	
1 手話やろう者、盲ろう者等への理解促進	12
2 手話の普及推進	13
II 手話の獲得・習得支援及び手話による教育の推進	
1 乳幼児期からの手話の獲得・習得支援	15
2 学校における手話による教育の推進	16
III 手話に関する学習の振興（誰もが手話を学ぶ機会の充実）	
1 学校で手話を学ぶ機会の充実	18
2 地域で手話を学ぶ機会の充実	18
IV 手話を使用しやすい環境の整備	
1 手話が使用される機会等の充実	20
2 非常時における手話による情報取得等のための体制整備	23
3 手話通訳の充実等	23
V 市町村との連携及び協力	
1 市町村と連携した手話の普及等	25
2 市町村における手話の普及等に関する施策の推進支援	25
成果指標	27
第3章 計画の推進体制	28
I 推進体制	28
II 進行管理	29
III 資料	30
用語の説明	30
「神奈川県手話言語推進計画」の改定に関する主な経緯	33
神奈川県手話言語条例	34
手話に関する施策の推進に関する法律	37

＜コラム・関連事項紹介＞

- ・ 手話言語について…………… 4
- ・ 聴覚障害者情報提供施設について（協議会委員からの寄稿）…………… 9
- ・ 盲ろう者について（協議会委員からの寄稿）…………… 10
- ・ 手話施策推進法の制定について（協議会委員からの寄稿）…………… 11
- ・ みんなのことば「手話」マーク…………… 13
- ・ 手話の日・手話言語の国際デー…………… 14
- ・ しゅわまる（聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業）…………… 16
- ・ 県立平塚ろう学校での取組…………… 17
- ・ 手話リンク／電話リレーサービスについて…………… 22
- ・ 手話通訳・手話通訳者について（協議会委員からの寄稿）…………… 24
- ・ 計画改定に寄せて（協議会委員からの寄稿）…………… 26

第1章 計画の概要

I 計画の趣旨と基本方針

1 計画改定の趣旨

2006（平成 18）年に国際連合において「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」が採択され、手話が言語であることが明記されました。

国においては、この障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、2011（平成 23）年に改正された障害者基本法において、障がい者の定義が見直されるとともに、障害者権利条約の障がい者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれ、あわせて手話が言語であることが明記され、その後、2014（平成 26）年1月20日、障害者権利条約を批准しました。

県では、2014（平成 26）年12月25日、手話に対する理解を推進するために「神奈川県手話言語条例（以下「条例」という。）」を制定、2015（平成 27）年4月に施行しました。この条例では、手話の意義について、「手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である」とし、県は、手話の普及等を推進する責務を有するとともに、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話の普及等に関する計画を策定し、これを実施しなければならないと規定しています。この規定に基づき、2016（平成 28）年3月に「神奈川県手話推進計画」を策定、2022（令和 4）年3月にこれを改定し、広く県民からの理解をいただきながら、手話の普及等の取組を進めてきました。

全国の自治体においても、手話に関する条例等が成立するなど、手話の普及は着実に進んできています。また、2025（令和 7）年には、きこえない・きこえにくい人の国際スポーツ大会であるデフリンピックが日本で初めて開催され、より一層、手話に関する人々の関心は高まっています。

そうした中、国においては、2025（令和 7）年6月に「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が制定され、手話は言語であり、これを使う人にとって、生活を営む上で重要な意思疎通の手段であることが明記されるとともに、手話に関する施策を総合的に推進するため、基本理念や、国及び地方公共団体の責務、基本的施策等が定められました。

県は、こうした現状やこれまでの取組状況等を踏まえ、「神奈川県手話推進計画」を改定し、手話やろう者、盲ろう者等への理解を一層広げるとともに、手話を必要とする方への手話の獲得・習得支援や県民誰もが手話

を学ぶ機会の充実、非常時における手話による情報取得等のための体制整備等に取り組んでいきます。あわせて、手話が、ろう者とうろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な「言語」であるとする条例の基本理念をより明確化するため、計画の名称を「神奈川県手話言語推進計画」に変更しました。

手話の普及推進により、ろう者とうろう者以外の者が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現を目指してまいります。

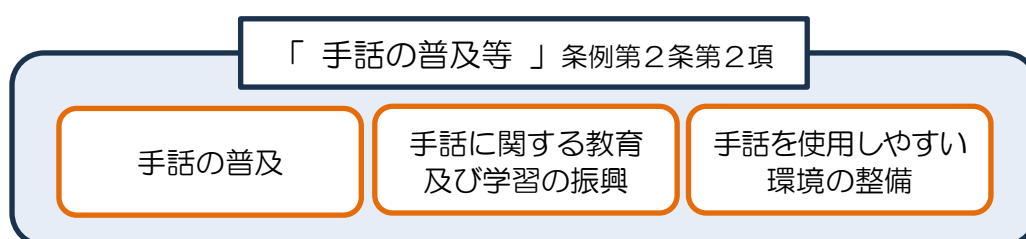
2 計画の位置付け

本計画は、条例第8条に基づき、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、県の手話普及推進に関する計画として位置付けています。

県の総合計画である「新かながわグランドデザイン」を補完する特定課題に対応した個別計画として、総合計画の推進と整合を取りながらその推進を図るとともに、県が策定した関連する計画等と調和を保ちます。

3 計画が目指すもの

本計画は、ろう者とうろう者以外の者が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に向けて、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例に基づいて策定しています。「手話の普及等」とは、手話の普及だけでなく、手話に関する教育や学習の振興、手話を使用しやすい環境の整備などを含みます。



また、今回の計画改定のポイントは、次のとおりです。

〔改定のポイント〕

- 1 計画名称の変更
- 2 手話の獲得・習得支援、学ぶ機会等の充実
- 3 非常時における手話による情報取得等のための体制整備
- 4 市町村との連携及び協力

計画の実施に当たっては、2022（令和4）年10月に公布した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の趣旨を踏まえながら、手話を使用する方々をはじめ、市町村や事業者等と協力して施策を推進していきます。

Vibrant INOCHI



SDG s の推進

2015（平成 27）年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals＝略称SDG s）が記載され、17のゴールが掲げられています。本計画が目指す、「ろう者とろう者以外の者が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現」と関連の強いゴールが含まれることから、本計画の推進に当たっては、SDG s の趣旨を踏まえて取り組みます。

<参考：SDG s 「世界を変えるための17 の目標」>



4 計画の期間

2027（令和9）年度から2031（令和13）年度までの5年間とします。

※ 計画年度中であっても必要に応じて見直しを行い、計画を修正します。

＜手話言語について＞

関連事項紹介

Ⅱ 手話を取り巻く状況

1 県における手話を取り巻く現状

(1) 県の聴覚障がい者の数

身体障害者手帳の交付を受けている方は、2026（令和8）年3月31日現在で約26万3千人、そのうち聴覚・平衡機能障害は、約2万6千人です。

県の人口は、2026（令和8）年4月1日現在で約919万人であり、おおよそ1,000人のうち約2.9人が聴覚・平衡機能の身体障害者手帳の交付を受けていることになります。

【県内の身体障害者手帳の交付者数等】

（単位：人）

項目（年度）	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
身体障害者手帳交付者数 ^{*1}	267,898	265,527	265,550	263,574	262,889
聴覚・平衡機能障害 ^{*1}	25,165	25,462	25,878	25,931	26,346
神奈川県人口 ^{*2}	9,221,129	9,222,108	9,218,071	9,213,059	9,186,762

（出典：神奈川県福祉統計、神奈川県人口統計調査）

*1 各年3月31日現在の数字

*2 各年4月1日現在の数字

(2) 学校での手話教育

聴覚障がい者である児童・生徒への教育を行う特別支援学校[※]では、学習指導要領に、児童・生徒の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や児童・生徒同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すると示されていることから、一人ひとりの状況等に応じた手話等の学びに取り組んでいます。

※ 聴覚障がい者である児童・生徒への教育を行う特別支援学校

県内では、県立平塚ろう学校、横浜市立ろう特別支援学校、川崎市立豊学校、横須賀市立ろう学校、県立相模原中央支援学校の5校

【県内の特別支援学校（聴覚障害教育部門）児童・生徒数】（単位：人）

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
274	259	243	225	212

（出典：令和7年度神奈川の特別支援教育資料）

(3) 聴覚障がい者に対する総合的な支援

県では、1980（昭和 55）年に「神奈川県聴覚障害者福祉センター」を全国に先駆けて設置し、乳幼児から高齢者まであらゆる年代の聴覚障がい者の相談やコミュニケーション指導、訓練などの意思疎通支援に取り組むとともに、手話通訳者など専門性の高い人材を養成して派遣しています。

また、聴覚障がい児及びその家族に対し、早期から切れ目のない支援を提供する体制を整備するため、聴覚障害者福祉センターを中核とする「聴覚障がい児支援中核機能事業」を実施しています。

【神奈川県聴覚障害者福祉センター】

■施設概要

設置主体	神奈川県
所在地	神奈川県藤沢市藤沢 933-2（藤沢駅から徒歩 15 分）
設置年月日	1980（昭和 55）年 4 月 1 日

■設置目的

聴覚障がい（児）者の社会的自立を促進するため、各種の相談、指導、訓練、及び日常生活に必要な情報の提供等を行うとともに、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣等を行い、福祉の増進を図ることを目的とします。

■主な事業内容

・相談

聴覚障がい（児）者と家族、関係者を対象に、聴力検査やコミュニケーションなどの相談を幅広く実施しています。相談方法は、予約による来所のほか、メールやファクシミリ、電話、オンライン等によります。

【相談件数】（単位：件）

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
2,877	3,716	4,255	4,007	4,363

・乳幼児支援

聴覚障がい乳幼児とその家族を対象に、言語及びコミュニケーションについて支援を実施しています。

【乳幼児支援の延人数】（単位：人）

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
453	409	306	299	243

- ・コミュニケーション支援

中途失聴・難聴者向けに、手話、読話、ICT 活用等多様なコミュニケーション手段を身につけるための支援や講座を実施しています。

【コミュニケーション支援の延人数】 (単位：人)

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
320	397	352	337	432

- ・手話通訳者及び要約筆記者の養成・研修

【手話通訳者養成数（認定者数）】 (単位：人)

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
11 / 4	6	9	6	5

※ 2021 年度は、新型コロナウイルスの影響で延期した 2020 年度試験認定者 / 2021 年度試験の認定者。

【要約筆記者養成数（認定者数）】 (単位：人)

内訳（年度）	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
手書き	4	0 / 14	13	13	13
パソコン	6	4 / 14	11	14	14

※ 2021 年度は、新型コロナウイルスの影響で延期した 2020 年度試験認定者。

※ 2022 年度は、新型コロナウイルスの影響で延期した 2021 年度試験認定者 / 2022 年度試験の認定者。

- ・手話通訳者及び要約筆記者の派遣

県域において活動する聴覚障がい者団体等が実施する会議、大会等に手話通訳者及び要約筆記者を派遣しています（県派遣事業）。

【手話通訳者派遣延人数】 (単位：人)

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
273	455	525	509	469

【要約筆記者派遣延人数】 (単位：人)

内訳（年度）	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
手書き	259	308	365	357	360
パソコン	454	544	578	540	533

- ・字幕や手話を挿入した DVD 等の貸し出し及び自主制作

- ・情報提供

県内では、「神奈川県聴覚障害者福祉センター」の他、横浜市及び川崎市が身体障害者福祉法の規定に基づく聴覚障害者情報提供施設を設置しています。

【横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設】

■所在地 横浜市港北区鳥山町 1752

■概要 聴覚障害者情報提供施設は、1992（平成 4）年 10 月 1 日にオープンしました。市内の聴覚障がい者団体、関係機関をはじめとして他都市の情報提供施設とも連携しながら事業を実施しています。

【川崎市聴覚障害者情報文化センター】

■所在地 川崎市中原区井田三舞町 14-16

■概要 川崎市聴覚障害者情報文化センターは、聴覚障がい者にとって必要な情報を提供するとともに、聴覚障がい者の文化活動や社会活動等を支援し、聴覚障がい者の福祉の増進を図ることを目的として 2000（平成 12）年 1 月 4 日オープンされました。

また、県では、盲ろう者専用の相談支援、盲ろう者通訳・介助員の派遣及び養成を行う盲ろう者支援センターを設置しています。

【盲ろう者支援センター】

■施設概要

設置主体 神奈川県

所在地 神奈川県藤沢市藤沢 933-2（藤沢駅から徒歩 15 分）

設置年月日 2019（令和元）年 9 月 27 日

■設置目的

視覚と聴覚の両方に障がいがある盲ろう者の自立と社会参加を推進するため、各種の相談、盲ろう者通訳・介助員の養成・派遣等を行い、福祉の増進を図ることを目的とします。

■事業内容

・相談窓口の設置

自らどのような支援が必要か訴えることが難しい盲ろう者に対し、それぞれの方に適したコミュニケーション方法で的確にニーズを受け止め、必要な支援につなげるための専用の相談窓口を設置しています。

【相談件数】

（単位：件）

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
718	910	570	463	370

・ 盲ろう者通訳・介助員の養成・研修

【盲ろう者通訳・介助員養成数】

(単位：人)

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
17	20	26	21	28

・ 盲ろう者通訳・介助員の派遣

【盲ろう者通訳・介助員派遣延人数】

(単位：人)

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
2,511	3,065	3,410	3,590	3,441

※ 2021 年度は新型コロナウイルス感染防止のための外出自粛の影響有

＜聴覚障害者情報提供施設について／計画改定に寄せて＞

コラム

(4) 県の手話通訳者

ろう者とろう者以外の人たちを手話と音声言語でつなぐのが、手話通訳者です。手話通訳者として必要な知識を身につける講義や、手話の表現、読み取り技術の習得などを経て、県及び横浜市、川崎市の手話通訳者認定試験等を受験し、合格者が手話通訳者となります。合格後は、活動する各地域に登録します。

県派遣事業では、2026 年（令和 8）年 3 月 31 日現在で 212 人が登録しています。

【県派遣事業の手話通訳派遣事業の登録手話通訳者数】

(単位：人)

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
201	203	205	208	212

(5) 県の盲ろう者通訳・介助員

盲ろう者一人ひとりの障がい特性に応じたコミュニケーションスキルを用いて、盲ろう者に、①周囲の状況やメディアなどの情報を伝える、②会議や講演などで内容通訳する、周囲とのコミュニケーションを支援する、③移動支援をすることによって、盲ろう者の自立と社会参加を促す重要な役割を果たすのが、盲ろう者通訳・介助員です。盲ろう者通訳・介助員は、通訳・介助に必要な知識や技術を身につける講座等を受講し修了した人が、盲ろう者通訳・介助員となります。

県内では、2026 年（令和 8）年 3 月 31 日現在で 295 人が登録しています。

【県の盲ろう者通訳・介助員登録者数】

(単位：人)

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
399	399	390	292	295

※ 2022 年度より、2 年間連続して現任研修を未受講の場合は、2 年目の年度末をもって登録を抹消することとなりました。

※ 盲ろう者について

視覚と聴覚に重複して障がいのある盲ろう者は、見え方と聴こえ方の障がいの程度により、一人ひとりの障がい特性が異なります。盲ろう者のコミュニケーションには、手を触る触手話や相手が自分の指に点字を打つ指点字など、障がい特性に応じた意思疎通手段があります。

県内で視覚と聴覚に重複した障がいのある方は、2025（令和7）年3月末現在で472 人います。

＜盲ろう者について／計画改定に寄せて＞

コラム

2 手話施策推進法の制定

（1）法律の概要

「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」は、2025（令和7）年6月18日に全会一致で成立し、同月25日に公布、施行されました。

この法律では、手話が、これを使用する方にとって日常生活、社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であるとしています。

また、国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとされています。

〔基本理念〕

- 1 手話の習得・使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする
- 2 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化の保存・継承・発展が図られるようにする
- 3 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにする

(2) 基本的施策

この法律では、次の事項について、基本的な施策を定めています。

- 1 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援
- 2 学校における手話による教育等
- 3 大学等における配慮
- 4 職場における環境の整備
- 5 地域における生活環境の整備等
- 6 その他の手話の習得の支援
- 7 手話文化の保存・継承・発展
- 8 国民の理解と関心の増進
- 9 手話の日
- 10 人材の確保等
- 11 調査研究の推進等
- 12 国際交流の推進
- 13 手話を使用する者等の意見の反映

本計画の第3章「Ⅲ 資料」に、法律の全文を掲載しています。

<手話施策推進法の制定について／計画改定に寄せて>

コラム

第2章 施策の展開

I 手話の普及

【現状と課題】

手話は独自の文法体系を持ち、ろう者や盲ろう者が円滑に意思を伝えるための大切な言葉です。

社会において、音声言語を使って表現し、コミュニケーションをとり、生活する人がいるのと同様に、手話を言語として生活を営む人がおり、それぞれの言語を基盤とした豊かな文化が育まれています。

ろう者・盲ろう者と、それ以外の者が互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、手話が音声言語と対等な言語であることについて広く県民の理解を深め、手話の普及を推進することが必要です。

手話の普及を推進していくに当たっては、手話そのものだけでなく、ろう者・盲ろう者の生活や文化、日々の暮らしの中で直面する困難などについても、併せて理解促進を図ることが必要です。また、手話通訳者や盲ろう者通訳・介助員といった専門人材の役割や重要性についても同様に理解を促進する必要があります。

【施策の方向】

手話への理解の前提となる、ろう者や盲ろう者等への理解を深める取組を含め、地域と連携しながら、手話の普及を推進します。

1 手話やろう者、盲ろう者等への理解促進

施策1 県民の手話やろう者、盲ろう者等に対する理解を深めます。

多くの県民が手話に関心を持ち、手話を身近に感じられるよう、手話講習会やイベントの開催等により、様々な世代の県民に対して、理解促進を図ります。

取組を進めるに当たっては、手話そのものだけでなく、ろう者や盲ろう者の生活や文化、さらには手話通訳者や盲ろう者通訳・介助員などについても理解を深めることができるよう、普及啓発を図ります。

【主な施策】

- ろう者等を講師とした手話講習会の開催

- 手話普及推進イベントの実施
- 県の手話普及シンボルマーク「みんなのことは『手話』マーク」の周知、活用
- ろう者、盲ろう者等の理解促進に係る動画やリーフレットの周知、活用
- ろう者、盲ろう者とのコミュニケーション方法等の周知

関連事項紹介

<みんなのことは「手話」マークの紹介>

施策2 子どもの学びの中で、手話やろう者、盲ろう者等に対する理解を深めます。

手話による絵本の読み聞かせやイベントの開催等を通じ、子どもが楽しみながら手話やろう者、盲ろう者等に触れ、理解を深められるような取組を進めます。

また、子どもが継続的に手話に触れ、学びを深めることができるよう、学校で手話を学ぶ機会の充実を図ります。

【主な施策】

- 手話による絵本の読み聞かせの実施
- 子ども向け手話学習用冊子の作成、配布
- 手話普及推進イベント等での子ども向けコンテンツの実施
- 学校への手話学習教材の共有、授業等への活用（再掲）
- 学校向け手話学習用動画の配信、授業等への活用（再掲）

2 手話の普及推進

施策3 イベントや手話の日等の機会をとらえて、地域と連携しながら、手話の普及を進めます。

各種媒体を活用した広報により手話の認知を広げるとともに、「手話の日・手話言語の国際デー」などの機会や、県主催のみならず市町村や民間のイベント等を積極的に活用し、地域と連携しながら手話の魅力を発信するなど、その発展を促進します。

手話が、長年にわたり受け継がれてきた文化的所産であることを踏まえ、文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等を通じた手話文化の保存、継承、発展に取り組めます。

【主な施策】

- 県、市町村、民間など各種媒体を活用した広報の実施
- 手話普及推進イベントの実施（再掲）
- 市町村、民間開催のイベントとの連携
- 「手話の日・手話言語の国際デー」でのブルーライトアップ等の実施
- 国の行う手話文化に関する調査研究等への協力

関連事項紹介

<手話の日・手話言語の国際デーの紹介>

Ⅱ 手話の獲得・習得支援及び手話による教育の推進

〔現状と課題〕

子どもが手話を言語として獲得するためには、乳幼児期から学齢期にかけて、その発達段階に応じて手話を学習できる機会や、大人のろう者との関わりを通じて手話表現に触れられる環境が必要です。また、保護者等に対し、情報提供や手話の習得等のための支援を行う必要があります。

中途失聴者・難聴者、盲ろう者など、様々な状況により手話を必要としている方に対する支援が必要です。

学校において、手話を使用する子どもが手話による教育を受けられることや、手話を使って日常的にコミュニケーションを取れることが重要です。

【施策の方向】

手話を必要とする子どもがその希望により手話を獲得、習得することができるよう、手話を学習できる機会の提供や、保護者等への支援を行います。

また、音声言語を習得した後に手話が必要となった場合などにも、手話を習得することができるよう、手話学習支援や情報提供等を行います。

学校における手話による教育を推進するため、教員の手話に関する知識や指導力の向上に取り組みます。

1 乳幼児期からの手話の獲得・習得支援

施策4 手話を必要とする子ども及び保護者等に対する乳幼児期からの手話の獲得・習得支援を進めます。

手話を必要とする子どもが手話を獲得できるよう、乳幼児期からその発達段階に応じて手話の学習機会を提供するとともに、保護者等への支援を進めます。また、手話を必要とする子どもやその保護者等が、十分な情報を取得し、早期から適切な支援を受けられるよう、保健、医療、教育等の関連機関が連携した早期支援体制を整備し、きこえない・きこえにくい状態（聴覚障がい）についての理解促進を図るとともに、家族支援や巡回支援等を行います。さらに、子ども一人ひとりの実態に応じた学校での手話等の指導などに取り組みます。

【主な施策】

- 「聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業」（愛称：しゅわまる）の実施
- 県聴覚障害者福祉センターでの乳幼児支援や、県立平塚ろう学校及び県立相模原中央支援学校の乳幼児相談での取組の実施
- 聴覚障がい児の早期支援体制の整備に向けた取組の実施

- 早期支援実施機関やその他関係機関への取組の周知や協力等の働きかけ
- 子ども一人ひとりの実態に応じた学校での手話等の指導の実施
- 通常の学級に在籍する子どもへの教育相談、通級指導教室の実施

関連事項紹介

<しゅわまる(聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業)>

施策5 中途失聴者・難聴者、盲ろう者など、手話を必要とする者に対する手話の習得支援を進めます。

中途失聴者・難聴者や盲ろう者に対する手話を含むコミュニケーション支援等の充実を図るとともに、手話学習用冊子や動画の活用、講習会の情報提供等を行い、手話の習得を支援します。

【主な施策】

- 手話学習用冊子の活用
- 手話学習用動画の配信
- 手話講習会等の情報提供
- 中途失聴者・難聴者向け手話学習支援
- 県盲ろう者支援センターにおける支援

2 学校における手話による教育の推進

施策6 手話を使用する子どもに対する手話による教育を進めます。

手話を使用する子どもが学校で手話による学びや体験を得られるよう、教員に対して手話による指導力向上に向けた取組等を行います。

【主な施策】

- 県立平塚ろう学校における「手話アドバイザー」など手話による指導力向上に向けた取組の実施
- 教員向け手話講演会等の実施（再掲）
- 手話による指導力向上に資する教員向け研修等の情報提供

＜県立平塚ろう学校での取組＞

Ⅲ 手話に関する学習の振興（誰もが手話を学ぶ機会の充実）

〔現状と課題〕

県民の誰もが手話を知り、学べる機会や場所が十分ではありません。

学校では、継続的に手話やろう者、盲ろう者等について学ぶ機会がまだ多くはありません。

【施策の方向】

学校や地域で、きこえる子どもをはじめ、様々な世代へ、手話やろう者、盲ろう者等について学ぶことができる機会の充実を図ります。

1 学校で手話を学ぶ機会の充実

施策7 学校で子どもが手話を学習できる機会の提供を進めます。

学校で子どもが手話を学ぶ機会を充実させるため、手話に関する学習教材の作成や共有等をするとともに、教員向けの研修や会議等において手話を学ぶ時間を設けます。併せて、きこえない・きこえにくい状態について教員の理解促進に取り組みます。

【主な施策】

- 学校への手話学習教材の共有、授業等への活用
- 学校向け手話学習用動画の配信、授業等への活用
- 学校における手話に関する取組事例集の作成・共有
- 手話月間における学校への啓発資料の共有
- 子ども向け手話学習用冊子の作成、配布（再掲）
- 教員向け手話講演会等の実施
- 学校関係者を対象とした会議等での啓発や情報収集
- きこえない・きこえにくい状態について理解を深めるための教員向け研修等の実施

2 地域で手話を学ぶ機会の充実

施策8 日常的に手話を学習できる機会の提供を進めます。

県民がいつでも分かりやすく手話を学習できるよう、手話に関する学習用冊子や動画を作成するほか、市町村と連携した県民向け手話講習会を開催し、県内の各地域で、手話を学習できる機会の提供を進めます。

また、手話講習会や手話による絵本の読み聞かせに関する情報を県ホームページ等で提供するなど、誰もが気軽に、手話について学べる機会を整備します。

【主な施策】

- 市町村と連携した手話講習会の開催
- 手話学習用冊子の活用（再掲）
- 手話学習用動画の配信（再掲）
- 手話講習会等の情報提供（再掲）

Ⅳ 手話を使用しやすい環境の整備

〔現状と課題〕

手話での情報取得やコミュニケーションは、公共の窓口や一部のサービスにおいて対応が進んでいますが、十分に普及しているとは言えません。また、ろう者や盲ろう者が自分らしく充実した生活を送れるよう、職場や入所施設等においても、手話を使用し、コミュニケーションを取れる環境を整備することが重要です。日常生活、社会生活の様々な場面で、手話を使用しやすい環境の整備に向けて、引き続き取り組む必要があります。

災害や事故、病気などの非常時は、ろう者や盲ろう者が自らの安全を守るための十分な情報を得ることが、常にも増して困難となります。近年の大規模災害の増加や感染症の流行に伴い、非常時の対応についてのニーズが高まっています。そのため、平時から、非常時を想定した体制整備が重要であり、関係者との連携強化や ICT 技術の活用検討等を進める必要があります。

また、ろう者や盲ろう者等の社会参加に欠かせない手話通訳者及び盲ろう者通訳・介助員の養成に向けた取組や、手話通訳派遣の拡充など活動環境の充実が必要です。

【施策の方向】

手話による社会参加の推進に向けて、日常生活、社会生活において、手話による情報取得や手話が使用される機会の充実を図ります。

また、災害や感染症拡大時など、非常時における手話での意思疎通に向けた環境の整備を促進します。

併せて、手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員などの専門人材の計画的な養成等に取り組み、派遣の機会を拡充するなど、活動環境の充実を図ります。

1 手話が使用される機会等の充実

施策 9 日常生活・社会生活において、手話により情報取得等ができる環境の整備を進めます。

知事記者会見や議会中継等に手話通訳者を配置するなど、県から発信する情報について、手話による情報提供を進めます。また、県の重要な施策等に係る意見募集（パブリック・コメント）を行う際には、手話による意見提出ができる体制を整備します。

また、県聴覚障害者福祉センターにおいて、生活に関わる情報を幅広く取り上げた手話動画の配信や講座等の開催、手話を挿入したDVDの制作及び貸出しを行います。

【主な施策】

- 知事記者会見・議会中継等での手話通訳者配置
- 手話等を挿入した動画での情報提供
- パブリックコメントでの手話による意見提出への対応
- 県聴覚障害者福祉センターホームページでの手話動画配信や講座等による生活関連情報等の提供
- 県聴覚障害者福祉センターでの手話を挿入した DVD 制作及び貸出し

施策 10 日常生活・社会生活において、手話でコミュニケーションできる環境の整備を進めます。

日常生活や社会生活の様々な場面において、手話によりコミュニケーションを取れる環境の整備に向けて、県機関における取組に加え、民間事業者に対しても働きかけを行います。

県機関では、遠隔手話通訳サービスの実施や、県代表電話等への手話リンクの導入など、手話を使用しやすい環境の整備を進めます。また、県主催のイベントや説明会等を開催する際には、手話通訳者等が適切に配置されるよう、その必要性の周知をはじめ、情報保障の確保に向けた取組を進めます。あわせて、窓口等において、手話による基本的な対応ができるよう、県機関職員対象の手話講習会を開催します。民間事業者、関係機関に対しても、手話講習会の開催を幅広く働きかけ、手話やろう者、盲ろう者等への理解促進を図ります。

また、ろう者等が入所する高齢者施設等の職員向け出張講座、ろう者等を採用する企業向け講座等を実施し、障がいの理解促進、施設や企業への支援を行うとともに、介護サービス等を提供する事業所、介護ヘルパー等を養成する機関、学校等へ手話を学習する講座を実施します。

さらに、遠隔手話通訳サービスや手話リンクなど、ICT技術を活用したツールについて、サービスや利用方法の周知を行うなど、その利用促進、定着化を図るとともに、民間企業が進める新たなツール開発等に協力します。

【主な施策】

- 県機関等での遠隔手話通訳サービスの実施
- 県代表電話等への手話リンクの導入
- 交番・駐在所等で勤務員不在時に使用できる手話リンクの導入
- 県職員向けコミュニケーション方法等の周知
- 県機関職員向け手話講習会の開催
- 民間事業者等での手話講習会の開催
- 企業等を対象としたコミュニケーション支援の実施

- 高齢者施設等に対する出前コミュニケーション講座等の実施
- 介護支援者等コミュニケーション講座の実施
- ICT 技術を活用したツールの利用促進、開発への協力

関連事項紹介

<手話リンク>

※電話リレーサービス

<遠隔手話通訳サービス>

2 非常時における手話による情報取得等のための体制整備

施策 11 自然災害や感染症拡大時などの非常時に、必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができる体制の整備を進めます。

災害や事故、病気などの非常時に、手話により必要な情報を速やかに取得するとともに、意思を伝えることができるよう、平時から運用している遠隔手話通訳サービス等について、その活用検討を進めるなど、非常時でも手話を使用できる環境整備を進めるとともに、音声によらずに意思疎通を図るためのコミュニケーションボードについて周知を図ります。

災害発生時には、ろう者や盲ろう者が孤立することなく必要な支援を受けられるよう、市町村における個別避難計画の作成等の支援や、避難所等における災害時要配慮者支援体制の強化を図ります。県聴覚障害者福祉センターでは、災害時に手話により必要な情報を適切に得られるよう、関係者との連携体制を強化します。

【主な施策】

- 緊急時対応、感染症防止対策などの観点からの遠隔手話通訳サービスなどのICT技術の活用検討
- コミュニケーションボード（救急用・医療機関用・災害用）の周知
- 市町村における個別避難計画の作成等の支援
- 避難所等における災害時要配慮者支援体制の強化
- 災害時の対応に係る関係者（市町村、聴覚障害者災害救援対策神奈川県本部等）との連携体制強化

3 手話通訳の充実等

施策 12 手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員などろう者や盲ろう者等の社会参加に欠かせない専門人材の計画的な養成等を進めます。

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」を踏まえ、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員を養成するとともに、スキルアップのための現任研修事業を実施し、専門人材の活動環境の充実に関係者とともに取り組みます。

【主な施策】

- 手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成

- 手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の現任研修の実施及び研修内容の充実
- 手話通訳者指導者養成研修の実施
- 各養成研修の企画における、計画立案・実施・評価・改善の着実な実施
- 専門人材の安定的な確保と活動環境充実に向けた取組

施策 13 手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等が派遣される機会等を拡充します。

県民が参加する県事業に手話通訳者が派遣されるよう、取組を進めます。

また、市町村や民間の事業や行事にも手話通訳者が派遣されるように働きかけます。

さらに、各市町村の意思疎通支援事業担当者や派遣コーディネーターを対象とした研修会や会議を実施し、情報の共有化を行うことで、意思疎通支援事業の手話通訳者等の派遣において、サービス向上や手話通訳者等の活動環境の充実を促します。

【主な施策】

- 県事業への手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等の派遣
- 市町村、民間機関への手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等派遣の働きかけ
- 市町村意思疎通支援事業担当者等を対象とした研修会や会議の実施
- 専門人材の活動環境充実に向けた取組（再掲）

＜手話通訳・手話通訳者／計画改定に寄せて＞

コラム

V 市町村との連携及び協力

〔現状と課題〕

手話の普及等を進めるに当たっては、市町村との連携及び協力を図りながら、県全体で取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

県と市町村が連携し、広く手話に関する普及啓発を行い、県民の理解促進を図ります。

市町村が主体的に手話の普及等に関する施策を進められるよう、情報提供や助言を行います。

1 市町村と連携した手話の普及等

施策 14 市町村と連携し、手話の普及等を進めます。

市町村の開催するイベント等と連携した周知広報や、県民向け手話講習会等を市町村と連携して実施することで、手話やろう者、盲ろう者等への理解促進を図ります。

また、必要な方に情報やサービスが届くよう、市町村と連携して手話に関する取組の周知を行います。

【主な施策】

- 市町村開催のイベントとの連携
- 市町村と連携した手話講習会の開催（再掲）
- 市町村と連携した手話に関する取組の周知
- 県の作成する普及啓発資材の共有、活用

2 市町村における手話の普及等に関する施策の推進支援

施策 15 市町村が手話の普及等に関する施策を策定し、実施する際に必要な支援を行います。

市町村が手話の普及等に関する施策を策定し、取組を円滑に進められるよう、必要な情報提供や、施策の検討及び実施に係る支援、助言を行います。

【主な施策】

- 手話の普及等に関する情報の提供
- 市町村担当者会議等における情報共有
- 市町村が行う手話の普及等に関する施策に対する支援、助言

コラム

<手話推進計画改定に寄せて>

成果指標

施策を展開するに当たり、取組の進捗の指標となる数値を設定します。

項目	現状※	2027	2028	2029	2030	2031
Ⅰ 手話の普及						
手話を学びたいと思う人の割合		調整中				
手話による絵本の読み聞かせ会の開催回数						
Ⅱ 手話の獲得・習得支援及び手話による教育の推進						
手話交流会の平均参加者数(乳児)						
手話交流会の平均参加者数(幼児)		調整中				
手話交流会の平均参加者数(児童)						
手話交流会の平均参加者数(保護者)						
Ⅲ 手話に関する学習の振興						
市町村と連携した手話講習会の開催回数		調整中				
Ⅳ 手話を使用しやすい環境の整備						
民間事業者等での手話講習会の開催回数						
手話通訳者の養成見込者数						
盲ろう者通訳・介助員養成見込者数		調整中				
広域的な手話通訳派遣利用見込件数						
盲ろう者通訳・介助員派遣利用見込件数						
Ⅴ 市町村との連携及び協力						
市町村と連携した手話講習会の開催回数(再掲)		調整中				

※ 現状は、2025（令和7）年度実績。

第3章 計画の推進体制

I 推進体制

1 神奈川県手話言語普及推進協議会

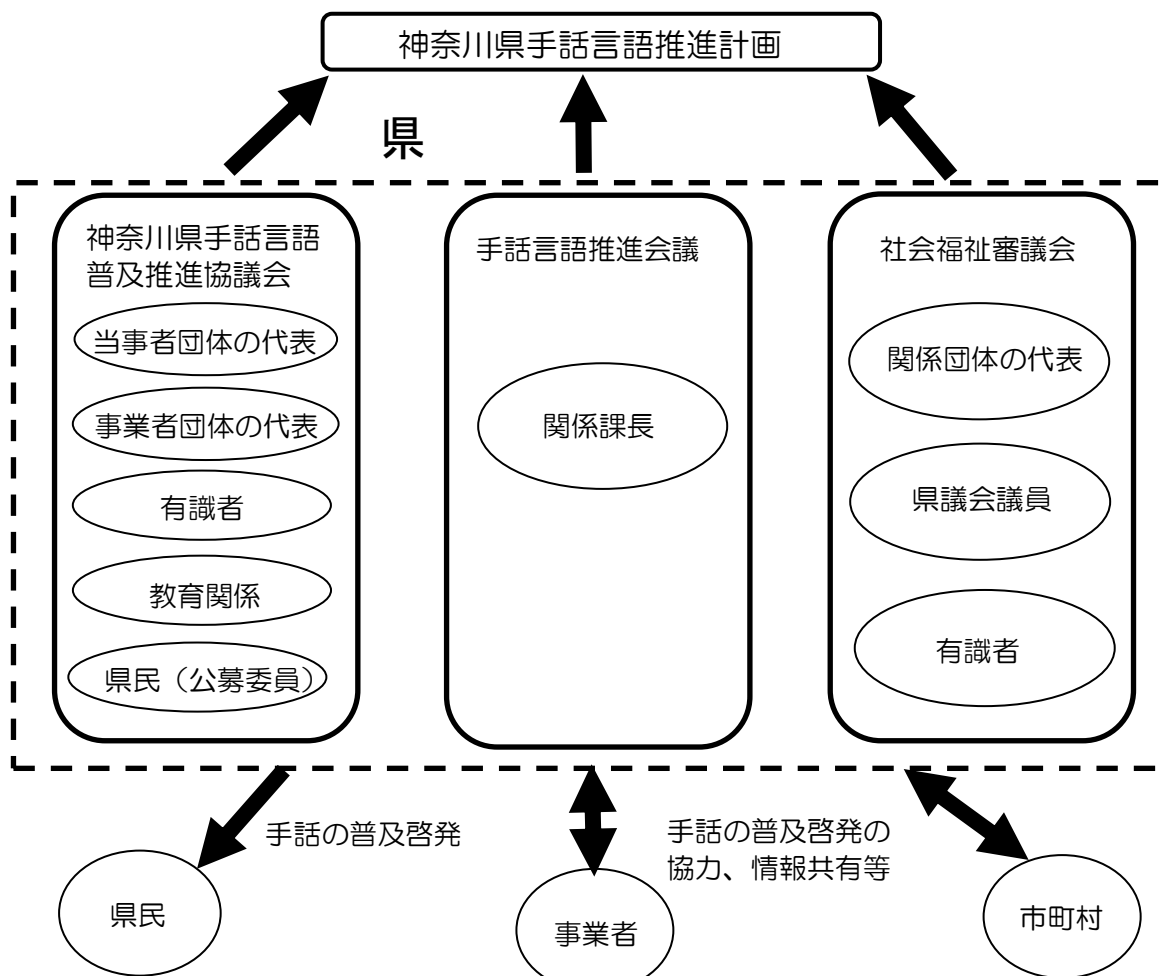
条例第8条に規定する手話推進計画の策定及び同計画の進行管理等を行うに当たって、有識者等から意見を聴取するため、神奈川県手話言語普及推進協議会を設置し、手話普及の取組を推進します。

2 手話言語推進会議

条例第8条に規定する手話推進計画の策定及び同計画の進行管理等を行うため、庁内組織として手話言語推進会議を設置し、関係各課とも連携して取り組みます。

3 市町村や事業者等との連携・協力

手話の普及等に関する施策の推進には、市町村や事業者等との連携や協力が重要であることから、県は、市町村や事業者等に対する働きかけを進めていきます。



Ⅱ 進行管理

計画を着実に推進するために、毎年度、計画に位置付けた施策の実施状況について神奈川県手話言語普及推進協議会に報告し、情報共有しながら、事業の改善等、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

また、国の施策動向など状況の変化を踏まえ、計画の施策を展開します。その際、必要に応じ、手話言語普及推進協議会等に報告し、ご意見をいただくことや、当事者と意見交換等をしながら進めます。

Ⅲ 資料

用語の説明

【か】

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づき、誰もがその人らしく暮らすことができる、いのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指した、県の障害福祉に関する計画を一本化した計画。（計画期間：2024（令和6）年度～2029（令和11）年度）

【し】

障害者基本法

障がい者のための施策に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務、施策の基本事項等を定める法律。

障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

触手話

話し手が手話を表し、盲ろう者が話し手の手に触れて手話の形を読み取ることにより、話の内容を伝える方法。

手話

ろう者及び盲ろう者等が使用している、主として手の形、位置、動きや表情により概念を表し、お互いの意思を伝えあう「視覚言語」。独自の言語体系を有する言語であり、障害者基本法では、日本語と同等の言語として位置付けられている。

手話通訳

手話を用いて、手話から音声日本語およびその逆の通訳を行い、ろう者とうろう者以外の人のコミュニケーションの支援を行うこと。

手話通訳者

手話の知識と技能を用いて、手話通訳を行うことにより、ろう者とろう者以外の人とのコミュニケーションの支援を行う人。

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が各種の相談や援助を受けやすくするため、本人（15 歳未満は、その保護者）の申請に基づき、身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に交付される手帳。

【せ】

接近手話

盲ろう者が弱視である場合に、その盲ろう者の見やすい距離や範囲内で手話を行い、話の内容を伝える方法。

【と】

等級

身体障害者福祉法第 4 条別表で定められた身体障害者及び身体障害者福祉法施行規則第 5 条第 3 項で定められた、1 級から 6 級までの身体障害者障害程度等級。

特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

【も】

盲ろう者

目と耳に重複して障がいがあり身体障害者手帳に視覚障害と聴覚障害の両方に記載のある人の総称。

盲ろう者特性の抱える困難として、「情報入手」「コミュニケーション」「外出」の 3 つが困難である。

盲ろう者通訳・介助員

接近手話、触手話、指点字、筆記などの通訳技術と移動介助技術を有し、盲ろう者の通訳・介助をする人。

【よ】

要約筆記

聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいう。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象とする。要約筆記には主に以下の3つの方法がある。

- ・ノートテーク（手書き）
- ・OHP（オーバーヘッドプロジェクター）使用の手書き
- ・パソコン要約筆記

要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記を行うために必要な専門性の高い知識と技術を習得し、聴覚に障がいのある方とない方とのコミュニケーションを支援する者のこと。

【ろ】

ろう学校

聴覚障害者に対して幼稚園・小学校・中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、併せて障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける。

2007（平成 19）年学校教育法の改正により、盲学校、聾学校及び養護学校は特別支援学校となったが、盲学校、聾学校又は養護学校を特定の障害種別に対応した教育を専ら行う特別支援学校とする場合には、「盲学校」、「聾学校」又は「養護学校」の名称を用いることも可能とされている。（特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について（通知）より）

神奈川県内には、県立平塚ろう学校、横浜市立ろう特別支援学校、川崎市立聾学校、横須賀市立ろう学校の4つのろう学校がある。この他に幼稚園部、小学部、中学部に聴覚障害教育部門を設置する県立相模原中央支援学校がある。

「神奈川県手話言語推進計画」の改定に関する主な経緯

1 改定計画素案への県民意見等の反映

「神奈川県手話言語推進計画」素案に対するパブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

令和8年10月 日（ ）～令和8年 月 日（ ）

(2) 意見募集方法

県ホームページへの掲載（文書、手話動画）、県機関等での閲覧及び配布

(3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール

(4) 提出された意見の概要

ア 意見件数

イ 意見の内訳

ウ 意見の反映状況

2 会議等による検討

神奈川県手話言語条例

手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とうろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。

我が国におけるその起源は明治時代とされ、これまで、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展を遂げてきたが、過去には、口の形を読み取り、意思を発音し、又は発声する口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制約された時代もあった。

その後、平成18年12月の国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択され、平成26年1月、我が国はこれを批准した。

この条約の採択により、手話が言語であることが世界的に認められ、ろう者による歴史的、文化的所産である手話に対する理解の促進が期待されている。

そうした中、我が国では、手話が言語であることを障害者基本法において明らかにしたものの、いまだ手話に対する理解が浸透しているとは言えないことから、手話に対する県民の理解を深め、これを広く普及していく必要がある。

こうした認識の下、手話を普及するための施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話がろう者の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段としての言語であり、手話を選択する機会が可能な限り確保されなければならないものであることに鑑み、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定め、もってろう者とうろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話（手話をしている者が相手の見え方に配慮し接近するなどして手話をする方法、手話をしている者の手に相手が触れてその形を読み取ることにより話を伝える方法等を含む。以下同じ。）を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興、ろう者に関する理解の促進その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として将来にわたって受け継ぐべき必要な言語であることについての県民の理解の下に、推進されなければならない。

2 手話の普及等は、手話の使用を必要とする者の手話の習得及び使用に係る機会の確保が図られるよう推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者（ろう者、手話通訳を行う者その他の手話を使用する者をいう。以下同じ。）の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有する。

(市町村との連携及び協力)

第5条 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が手話の普及等に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 手話を使用する者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

(手話推進計画)

第8条 県は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話の普及等に関する計画（以下「手話推進計画」という。）を策定し、これを実施しなければならない。

2 県は、手話推進計画の策定又は変更に当たっては、その立案への手話を使用する者の参画を推進するとともに、県民の意見を聴き、これを反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和5年3月20日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

手話に関する施策の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 手話に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること。
- 二 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化（手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。以下同じ。）の保存、継承及び発展が図られるようにすること。
- 三 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(障害者基本計画等との関係)

第四条 政府が障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し、又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

(財政上の措置等)

第五条 政府は、手話に関する施策を実施するため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策

(手話を必要とするこどもの手話の習得の支援)

第六条 国及び地方公共団体は、手話の習得についての理解に資するよう、手話を必要とするこども及びその保護者に対する手話に関する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、手話を必要とするこどもがその希望により手話を習得することができるよう、乳幼児期においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次条において同じ。）の授業その他の教育活動においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、手話を必要とするこどもの手話の習得に資するよう、その保護者及び家族が手話を学習することができる機会の提供、これらの者に対する手話に関する相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における手話による教育等)

第七条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、手話を使用するこどもが在学する学校において、その意向ができる限り尊重されつつ手話による教育を受けることができるよう、手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の実施に資するため、手話の技能を有する教員が養成されるようにするための大学及び教員養成機関による取組の促進、手話を使用するこどもが在学する学校の教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、手話を使用するこどもが学校生活において手話を自由に使用することができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(大学等における配慮)

第八条 国及び地方公共団体は、大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条において同じ。）において手話を使用する者に対しその意向ができる限り尊重された

適切な教育上の配慮がなされるよう、手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(職場における環境の整備)

第九条 国及び地方公共団体は、手話を使用する者を雇用し、又は雇用しようとする事業主における手話を使用する者が手話を適切かつ円滑に使用することができる職場環境の整備のための取組が促進されるよう、事業主に対する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における生活環境の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(その他の手話の習得の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、第六条に定めるもののほか、音声言語を習得した後に音声言語による意思疎通を行う上での困難を有することとなった者であって手話を必要とするものその他手話を必要とする者がその希望により手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供、相談及び助言、手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(手話文化の保存、継承及び発展)

第十二条 国及び地方公共団体は、手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策には、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを通じて手話文化の保存、継承及び発展が図られるようにするための取組が含まれるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十三条 国及び地方公共団体は、手話に関する国民の理解と関心を深めるよう、手話に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育において手話に関する理解と関心が深められるよう、学校教育において利用できる効果的な手法に関する情報の提供、児童、生徒等が手話を学習することができる機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(手話の日)

第十四条 国民の間に広く手話に関する理解と関心を深めるようにするため、手話の日を設ける。

2 手話の日は、九月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十五条 国及び地方公共団体は、手話通訳を行う者その他の手話に関する専門的な知識及び技能を有する人材の安定的な確保、養成及び資質の向上のため、研修の機会の確保、適切な処遇の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第十六条 国は、手話文化の保存、継承及び発展に資するよう、手話文化に関する調査研究の推進、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、手話の習得のための効果的な手法の開発、手話による円滑な意思疎通を図るためのデジタル技術その他の先端的な技術を活用した機器等の開発、手話の習得及び使用に関する調査研究等の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流の推進)

第十七条 国は、手話に関する国際交流を推進するため、手話を使用する者の国際的交流の支援、手話文化に関する情報の交換等の活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第十八条 国は、手話に関する施策の策定及び実施に資するよう、手話を使用する者その他の関係者の意見を聴き調査審議を行う等、その意見を国の施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 この法律の規定については、この法律の施行後おおむね五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-4804(直通)

FAX(045)210-8874(直通)